

# 平成 31 年 2 月市議会定例会提出案件

提出案件 66 件	議案 66 件	}	予算案件 25 件
			条例案件 40 件
			単行案件 1 件

## I 予算案件

- 1 平成 31 年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成 31 年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成 31 年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成 31 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 5 平成 31 年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成 31 年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 平成 31 年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 8 平成 31 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 平成 31 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算
- 10 平成 31 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 11 平成 31 年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 12 平成 31 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 13 平成 31 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 14 平成 31 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 15 平成 30 年度会津若松市一般会計補正予算（第 4 号）
- 16 平成 30 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 17 平成 30 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 平成 30 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 19 平成 30 年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 20 平成 30 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 21 平成 30 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 22 平成 30 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 23 平成 30 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 24 平成 30 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 25 平成 30 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市コミュニティ施設ピカリンホール条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市八田地区交流センター条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市復興基金条例を廃止する条例
- 4 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市保健センター条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市少年の家に関する条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市文化センター条例の一部を改正する条例
- 13 會津風雅堂条例の一部を改正する条例
- 14 会津能楽堂条例の一部を改正する条例
- 15 会津若松市御菓園条例の一部を改正する条例
- 16 会津若松市市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 17 会津若松市立第六中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例
- 18 会津若松市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例
- 19 会津若松市公民館条例の一部を改正する条例
- 20 若松城天守閣条例の一部を改正する条例
- 21 会津若松市麟閣条例の一部を改正する条例
- 22 会津若松市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 23 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例
- 24 会津町方伝承館条例の一部を改正する条例
- 25 会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例
- 26 会津若松市多目的農村広場条例の一部を改正する条例
- 27 会津若松市ヘリポート条例の一部を改正する条例
- 28 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 29 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 30 会津若松市市営墓地条例の一部を改正する条例
- 31 会津若松市大塚山墓園条例の一部を改正する条例
- 32 会津若松市大塚山納骨堂条例の一部を改正する条例
- 33 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 34 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例

- 35 会津若松市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 36 会津若松市個別生活排水事業条例の一部を改正する条例
- 37 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 38 会津若松市河川流水占用料等条例の一部を改正する条例
- 39 会津若松市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 40 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

### Ⅲ 単行案件

- 1 財産の取得の一部変更について

## II 条例案件

### 1 会津若松市コミュニティ施設ピカリンホール条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、ピカリンホールの使用料の額を改定することとした。

#### (2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

### 2 会津若松市八田地区交流センター条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、八田地区交流センターの使用料の額を改定することとした。

#### (2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

### 3 会津若松市復興基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市復興基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

- (1) 廃止内容  
会津若松市復興基金を廃止することとした。
- (2) 施行期日  
平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

### 4 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

- (1) 改正内容  
消費税率の引上げに伴い、行政財産（土地にあつては 1 か月未満の使用に限る。）の使用料の額を改定することとした。
- (2) 施行期日等
  - ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
  - ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 5 会津若松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、コミュニティセンター（行仁、日新、城北、城西、松長、真宮、鶴城、城南、謹教）の使用料の額を改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 6 会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、一般廃棄物（し尿及び犬、ねこ等の死体）の処理手数料の額を改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 7 会津若松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 災害援護資金の貸付けについて、保証人を立てない場合でも受けることができることとした。
- ② 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は3パーセント以内で規則で定める率とすることとした。
- ③ 災害援護資金の償還方法について、月賦償還の方法を加えることとした。
- ④ その他法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成31年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 8 会津若松市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市老人ホーム入所判定委員会の構成委員を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 会津若松市老人ホーム入所判定委員会の委員数を6人以内とすることとした。
- ② 会津若松市老人ホーム入所判定委員会の委員について、地域包括支援センターの長及び市長が必要と認める者を加えることとした。

### (2) 施行期日

- 平成31年4月1日から施行することとした。

## 9 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

ひとり親家庭医療費助成の支給判定の対象となる所得に関し、受給資格の登録が1月から7月までの間になされる場合は前々年の所得としている当該期間について、1月から10月までに変更することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成31年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 10 会津若松市保健センター条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、北会津保健センターの保養施設の使用料の額を改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成31年10月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。



11 会津若松市少年の家に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、少年の家の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

12 会津若松市文化センター条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、文化センターの使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

13 會津風雅堂条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、會津風雅堂の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

14 會津能楽堂条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、會津能楽堂の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

15 会津若松市御薬園条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、御薬園の観覧料、使用料及び観覧料相当額の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

16 会津若松市市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、市民スポーツ施設（市民ふれあいスポーツ広場、小松原多目的運動場、河東総合体育館、河東野球場、河東テニスコート、河東弓道場、コミュニティプール）の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

17 会津若松市立第六中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、第六中学校校庭夜間照明施設の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

18 会津若松市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、生涯学習総合センター（多目的ホール等）の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

19 会津若松市公民館条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、公民館（中央・神指分館、北、南、大戸、一箕、東、湊、北会津、河東）の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

20 若松城天守閣条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、若松城天守閣の入場料の額を改定することとした。

(2) 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

21 会津若松市隣閣条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、隣閣の観覧料及び使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

22 会津若松市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 消費税率の引上げに伴い、勤労青少年ホームの使用料の額を改定することとした。
- ② その他法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の②は公布の日から、(1)の①は平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 23 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例

この案件は、中小企業及び小規模企業の振興の基本となる事項を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

会津若松市中小企業振興条例の全部を次のとおり改正することとした。

- ① 中小企業者、小規模企業者等の定義を設ける。
- ② 中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念、市の責務、関係機関の役割、振興施策の基本方針等について定める。
- ③ 中小企業及び小規模企業の振興に関し継続的な協議を行うことを定める。
- ④ その他必要な題名及び条文の整備を行う。

### (2) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

## 24 会津町方伝承館条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、会津町方伝承館の使用料の額を改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

25 会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、農村環境改善施設（基幹集落センター、北会津農村環境改善センター、河東農村環境改善センター）の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

26 会津若松市多目的農村広場条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、多目的農村広場の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。



27 会津若松市ヘリポート条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、ヘリポートの使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

28 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場施設の使用料に関する特例措置を延長するため、並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 市場施設の使用料を 4 分の 3 に引き下げる特例措置の期間を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとした。
- ② 消費税率の引上げに伴い、市場施設の使用料の額等を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の①は平成 31 年 4 月 1 日から、(1)の②は同年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

29 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

30 会津若松市市営墓地条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、市営墓地（真宮墓地公園、冬木沢墓園）の管理料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

31 会津若松市大塚山墓園条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、大塚山墓園の管理料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

32 会津若松市大塚山納骨堂条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、大塚山納骨堂（期限付納骨壇及び永年合葬室）の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

33 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、有料公園施設（鶴ヶ城公園、会津総合運動公園、門田緑地）及び都市公園を占用する場合等の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

34 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、下水道の使用料及び加入金の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

35 会津若松市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、農業集落排水処理施設の使用料及び加入金の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

36 会津若松市個別生活排水事業条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、個別生活排水処理施設の使用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

37 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、市道の占用料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

38 会津若松市河川流水占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

39 会津若松市水道事業給水条例の一部を改正する条例

この案件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

消費税率の引上げに伴い、工事の申込みに係る工事の費用、水道料金、私設消火栓を公共のための消防演習以外の演習に使用したときの料金及び加入金の額を改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

40 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 大学制度の中に「専門職大学」が設けられることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、専門職大学の前期課程を修了した者に係る要件を加えることとした。
- ② その他法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

### Ⅲ 単行案件

#### 1 財産の取得の一部変更について

この案件は、さきに議決を経たICTオフィス環境整備事業の用に供する建物の持分の取得について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 物件の表示の名称

変更前 (仮称) ICTオフィス

変更後 ICTオフィス

(2) 建物の規模

① オフィス棟の延べ面積

変更前 4,705.10 平方メートル

変更後 4,679.00 平方メートル

② 交流棟の延べ面積

変更前 546.60 平方メートル

変更後 541.79 平方メートル